

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第七条の二 法第五条第二項第八号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信託業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者）</p> <p>第七条の三 法第五条第二項第九号イ及び同項第十号ハ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

第七十二条の二 法第七十条第一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第七十条第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第八十条の二 法第八十五条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第八十条の二の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書

「条を加える。」

「条を加える。」

(割合の算定)

第八十条の二の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書

見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託会社等(法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託会社等(次条及び第八十条の五第二項において「全ての信託会社等」という。)の数で除して行うものとする。

(信託会社等に対する意見聴取等)

第八十条の三 法第八十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。

「という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託会社等(法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託会社等(次条及び第八十条の五第二項において「すべての信託会社等」という。)の数で除して行うものとする。

(信託会社等に対する意見聴取等)

第八十条の三 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての信託会社等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての信託会社等の説明会への出席の有無

三 全ての信託会社等の意見書の提出の有無

「四・五 略」

3 前項の書類には、信託会社等から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第八十条の五 「略」

2 法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第八十条の三第一項第二号の規定により全ての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した

二 当該申請をしようとする者は、すべての信託会社等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての信託会社等の説明会への出席の有無

三 すべての信託会社等の意見書の提出の有無

「四・五 同上」

3 前項の書類には、信託会社等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第八十条の五 「同上」

2 「同上」

一 第八十条の三第一項第二号の規定によりすべての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付し

年月日及び方法を証する書類

三 「略」

3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一、三の二 略」

四 役員が法第八十五条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
「五、八 略」

別表第三（第四十八条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
「略」	一 該当者氏名 二 法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合	

た年月日及び方法を証する書類

三 「同上」

3 「同上」

「一、三の二 同上」

四 役員が法第八十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
「五、八 同上」

別表第三（第四十八条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
「同上」	一 該当者氏名 二 後見開始の審判又は保佐開始審判を受けた年月日	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面

〔略〕

別表第四の二（第五十一条の九第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕	一 該当者氏名 二 法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合	

別表第五（第五十三条第五項関係）

届出事項	記載事項	添付書類

〔同上〕

別表第四の二（第五十一条の九第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕	一 該当者氏名 二 後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面 又は保佐開始審判を受けた年月日	

別表第五（第五十三条第五項関係）

届出事項	記載事項	添付書類

〔略〕	法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合	〔略〕
〔略〕	一 該当者氏名 二 法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった年月日及び理由	

別表第八（第六十三条第二項関係）

〔略〕	法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合	〔略〕
〔略〕	一 該当者氏名 二 法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった年月日及び理由	

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	一 該当者氏名 二 後見開始の審判又は保佐開始審判を受けた年月日	
	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面	

別表第八（第六十三条第二項関係）

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	一 該当者氏名 二 後見開始の審判又は保佐開始審判を受けた年月日	
	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面	

備考 表中の「」の記載は注記である。

「略」

由

「同上」